慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法人税帰着のクロス・セクション分析 : 集中度・利潤率比モデル : Kilpatrickモデル
Sub Title	The cross-section analysis of the short-run forward shifting of the corporation income tax : an application of the Kilpatrick model to the analysis of Japanese case
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.1 (1970. 1) ,p.17- 44
JaLC DOI	10.14991/001.19700101-0017
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700101-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

って圧しつぶされることをおそれ，改革連盟との共同行動を要求していた。

しかしながら，この法案をめぐって自由党が分裂し，民主的な進歩を要求する派とあくまでも階級および財産に基礎をおくところの政治制度を固執するセクトとの間の分裂が決定的となり，まさしく後者は，この法案を廃案とすべく保守党と協力したのであった。6月，自由党政府は総辞職し，これに憤激した大衆は，改革連盟および改革同盟を中心としてはげしい，しかも巨大なデモンストレーションを敢行し，これによって，この両者の統一行動が実現するという大きな成果をおさめ，やがて，保守党をして67年法を譲歩せしめる大きな原動力となった。しかし，ともすれば，67年法は，労働者階級の圧力，すなわち，改革連盟による労働組合員および中産階級のラディカルの組織としての改革同盟との共同闘争によって容易に獲ちとられたかのような安易な錯覚を生み出す。しかしそれは事実に違背している。自由党政府の退陣以後の改革連盟の分裂以後，すなわち，66年7月トラファルガー広場における大示威運動につづくハイド・パークにおける大集会開催の計画は，はげしい弾圧をもって抑圧され，かのチャーティスト運動における48年のケンニングトン広場での大集会を想わせるものがあり，まさしく暴動の危機的状勢に政府は追い込まれたのであった。[34] しかもこれと同時に，突然のはげしい恐慌があらわれ，凶作，コレラが相続き，失業と賃金切り下げが政治改革運動と結びつくことによって，保守党への圧力は一層強まったのである。[35] このような困窮の状態が69年までつづくのであるが，改革連盟を中心に全国的規模で展開される政治的改革運動と労働組合運動との結びつきのなかで，「連合王国労働組合連合」(United Kingdom Alliance of Organized Trades) が結成されるのであるが，これこそ，TUCの母胎となったところの組織であり，この労働組合員が，改革連盟の中核をなすことによって運動を盛りたて，[36] 支配階級に深刻な衝撃を与え，ディスレーリーは譲歩せざるをえなかった。[37]「労働運動における政治と経済」の結びつきを，このとき保守党内閣は痛感したにちがいない。労働市場の成立と労働組合組織の事実上の存在にもかかわらず，徹底的な弾圧がこれに加えられなければならなかった理由がここにある。そして，そうした弾圧の体制強化に対応するところの総資本の結集に対抗して，総労働の集中的な組織体としてのTUCが必然的にあらわれざるをえなかったのである。しかしTUCは，こうした政治改革運動のみを媒介にしてあらわれたのではなく，まさしく経済的な背景，労働組合運動と労使関係の発展の過程として，すなわち政治運動との有機的関連のもとに出現したのである。

注(34) R. Harrison, ibid., pp. 82-84.

(35) Harrison, ibid., pp. 85—86. Gillespie, ibid., p. 265.

(36) 画期的なハイド・パーク集会の意義については，R. Harrison, ibid., pp. 82 ff. なお Cole and Filson, ibid., pp. 541—544.

(37) Gillespie., ibid., pp. 274—275.

法人税帰着のクロス・セクション分析

——集中度・利潤率比モデル：Kilpatrick モデル——

古田　精司

(1) まえがき

現代経済の主要特質の1つに寡占市場の拡大化が挙げられ，また寡占市場の特質がかかって巨大企業の市場支配力に求められるとき，法人税転嫁の起動力を企業の市場支配力ないし独占力に求めることは，帰着分析の進むべき当然の一方向を指し示すものといえよう。

キルパトリックの観点は，法人税の転嫁度はかかって企業の独占力に依存するから，独占力に恵まれた企業はそれだけ，より税負担の転嫁を果しうるとみるところにある。かれの関心は法人税の短期的前転にあるため，法人税率の引上げに直面した企業は，それに対応して製品価格を引上げることにより課税前利潤の増大を図るという局面に焦点があつめられることになる。しかし転嫁が行われるためには，増税以前に当該企業がなんらかの理由により利潤極大化行動をとっていなかったがため，増税により利潤極大化への誘因が与えられたとする前提がなければならない。そこで転嫁が生じていたとすれば，増税前後の産業利潤率は当該産業の独占力とプラスの相関をもっているはずである。この仮説を検証するため，ここでは産業間の利潤率変化を規定する諸要因を独立変数としたクロスセクションによる多元回帰分析が試みられ，独立変数の1つとしての独占力（集中度）が利潤率変化に対し高度に有意であるとしている。すなわち，これにより導出される結論は法人税の短期的前転の仮説支持にほかならない。

かれの分析では，転嫁モデルの理論構造なり統計的推定の手続きのうえで，異論をさしはさむべき余地が少なくないが，帰着分析の接近法が幾多示されたなかで最もユニークなパターンをもっているという点で，検討と評価を惜しむべきではないと考えられる。そのため，ここではかれのモデルとアメリカに適用されたその推定結果とを紹介するだけでなく，わが国についての推定結果も加え検討し，批判的吟味を下してみることにしたい。[1]

注(1) キルパトリックの論文は，はじめに「短期的前転と独占力の関係」として法人税転嫁の理論的側面から論じ，つぎに「検定と測定の方法」として転嫁の実証的側面での問題点を整理し，最後に「転嫁の証左」としてアメリカ製造業を対象に法人税転嫁度の測定を試みている。そのため論点がかなり拡大されているので，それなりの整理を必要とした。かれの論旨の詳細については，Kilpatrick〔10〕を参照。

(2) 理論的前提と仮説

法人税転嫁の可能性——とくに短期的前転の可能性についてはすでに検討したとおりである。しかし，キルパトリックの転嫁モデルには，かれ自身の明確と思われる理論的前提と仮説が示されている以上，検討の順序としてそれらを飛び越えることは許されないであろう。

かれのみるところによると，短期的前転を支持する理論はつぎの2つの命題を必要とする。1つは，企業は短期において利潤を極大にしないという命題であり，いま1つは，法人税の課税は短期的利潤極大化を妨げている要因の影響を軽減するという命題である。かれによると，この2つの命題を論証する接近法はつぎの4つの主要タイプに類型化され，それらの検討をつうじてかれ自身の転嫁分析の仮説が導出される。その主要タイプとは，(i)利潤以外の目標，(ii)長期的極大化と短期的極大化との間の矛盾，(iii)寡占におけるプライス・リーダーシップの非有効性，(iv)平均費用価格形成とその他のメノコ勘定（rules of thumb）の4つである。

(i) 利潤以外の目標　ゼロ転嫁仮説では，利潤極大が企業の追求すべき目標のすべてではないという前提がおかれている。利潤極大以外にありうべき目標としては，「満足しうる」利潤率についての充足感，「正常」配当，「公正」価格，あるいは高い価値をもつ売上高，産出量，資産，市場占有，成長率等に対する願望，ないしは十分な労働力または公衆一般の尊敬をかちとることなどが挙げられる。当然のことながら，これらの目的追求は利潤極大の目標と矛盾せざるをえない。

企業がこれらの多元的目標を選択する態度は，キルパトリックによると，あたかも無差別曲線による消費者選択と同じである。企業はみずからの選好表にしたがって代替目標間の選択を行なう。それゆえ，法人税課税により課税後利潤の水準いかんによっては，達成可能な目標の組み合せは変更を蒙るであろう。このばあい，消費者行動にみられると同様な所得効果と代替効果が企業行動についてもみいだせよう。どの目標も劣等目標でないとすれば，課税の所得効果により企業は利潤極大以外の目標が達成される水準を引下げ，それにより課税後利潤を引上げるが，その利潤水準は課税直後の水準以上ではあるが，課税前水準を下回わることになろう。これに対し，代替効果は課税後利潤のタームでの利潤極大以外の機会費用の減少から生ずる。企業は相対的に安価となった利潤極大以外の目標の若干を課税後利潤と代替しようと望むであろう。それゆえ，所得効果と代替効果のいずれが強いかにより，転嫁はプラスにもマイナスにもなるであろう。

もし企業の効用関数が，課税後利潤の極大化の追求を許すことにより極大化されるならば，明らかにプラスの転嫁への道が拓かれよう。課税により企業の均衡条件が変化し，利潤極大への制約がはずされたことにより，企業は価格引上げによる利潤極大化と税負担の完全転嫁という反応を示すことになる。それゆえ，転嫁の可能性は，目標間の矛盾が生じえないような競争産業の企業はもちろん，たとえ寡占産業であれ課税前に利潤極大化を果しているような企業ではすこしもありえないことになる。

(ii) 長期的利潤極大化と短期的利潤極大化との間の矛盾　ここでは長期的利潤極大を意図する企業は，短期的利潤極大化を阻む条件が法人税課税により除去されることにより，短期的利潤極大化に接近し，かくて法人税負担の一部が転嫁しうる可能性が指摘される。

短期的利潤極大化を阻む条件とは，要約すれば，潜在的参入企業の存在，増大する利潤に対する世論と政府の非難，およびそれに基づくインフォーマル・プレッシャーから独占統制にいたるまで，いずれも将来利潤の減少に導くものを指す。その結果，長期的利潤極大を意図する企業は短期的利潤極大化に踏みきろうとはしない。

しかし，法人税課税により，もし現在利潤の増加が税負担分だけ将来利潤の減少になるとすれば，当該企業は現在利潤を引上げるような誘因をうけるであろう。それは，第1に，法人税の負担分だけ利潤は減少するから，企業の転嫁行動はたんに損失をとりもどすにすぎず，実際に利得をえているものではないようにみせる。そこで，短期的利潤極大化に反対する世論と政府の非難は減少するであろう。第2に，法人税は完全転嫁しなければ，企業の内部留保，配当，利潤率の絶対水準を低下せしめるはずである。また潜在的参入企業が，絶対的利潤率を目安とし，または企業成長を内部資金なり株式発行で賄う計画をたてる限り，参入現実化の誘因は少なくなろう。そこで既存の企業は，以前よりも若干高い利潤率で，新規参入企業との競争に対し従来と同様の安全圏を確保しうることとなる。第3に，かりにある産業が税負担を転嫁できたとすれば，この産業は利潤率の絶対水準を引上げても，参入企業に対し相対的に高度の利潤率という誘因を与えないで済むであろう。第4に，法人税課税により，潜在的内部資金および配当は減少し，それにより投資プロジェクトの資金調達のうち若干は排除されることになる。この投資プロジェクトの収益性はかなり高いと見込まれるので，プロジェクトが排除されると，その資金調達に必要な現在利潤の増加より以上に長期利潤は減少せしめられることとなろう。

かくて法人税課税は，企業に対し課税前経常利潤を引上げる誘因を与えることになる。しかし，ここでも長期的利潤極大化と短期的それとの間の矛盾は，当該企業が競争産業に属するならば減少するか，または競争が激化すれば消滅するという点について(i)と同様に注意が喚起されている。

(iii) 寡占におけるプライス・リーダーシップの非有効性　ここでキルパトリックが想定する利潤非極大化のパターンは，スウィージーの屈折需要曲線の理論と同一であると考えてよい。結託行動の存在しない寡占市場では，総産業利潤は極大化されていないとみる。各企業はみずからの価格変更に対し競争企業がどのように反応するかを考慮し，そのため，価格は産業利潤を極大化するにはあまりにも低すぎる水準に据えおかれる。1企業の価格引上げが他企業の価格引上げを誘発しないならば，その企業の売上高と利潤は手ひどい損害を蒙るであろう。他企業が価格引上げに追従しな

い理由は，スウィージー以来しばしば指摘されてきたとおりであって，キルパトリックがとくに新しい論点をつけ加えているわけではない。(2)

かれの論旨は，寡占市場において強力なプライス・リーダーシップは必ずしも存在しえないから，価格は極大利潤達成水準以下に抑制されるけれど，法人税課税により，抑制された価格政策は変更され潜在的課税前利潤の若干が実現化されるというところにある。もし法人税が増税されたとすれば，他企業の行動パターンに関する各企業の期待は変化を蒙り，価格引上げによる転嫁活動が開始されるであろう。なぜなら，法人税は産業内の企業に共通してほぼ同一の負担率となるはずであり，自他ともに全産業をつうじてその負担を免れないことをわきまえているからである。そこで，当該産業内部での価格引上げが有利であるという確信を抱く企業は，おそらく産業内の他企業もこんどは価格引上げに追従すると期待するであろう。この期待の変化は，当該企業にとって価格引上げに踏みきるのに十分である。もしその判断が正しかったとすれば，競争企業の追従をもたらし当該産業の課税前利潤は引上げられ，法人税の転嫁が生みだされるはずである。

かれはこの行動が生みだされる前提として，適度な売上高の集中を必要とするとみている。「適度な」売上高の集中について厳密な規定が下されているわけではないが，独占ないし強力なプライス・リーダーシップの存在する産業では法人税の衝撃は不必要であるとし，「それゆえ，法人税を価格引上げのシグナルとして用いる企業により法人税が転嫁される可能性は，ある程度の独占力とともに増大し，つぎに減少し，最後に独占企業にいたりゼロに達する」と結んでいる。独占力と転嫁度の因果関係こそがかれの主題であるが，それだけにさらに慎重な検討を必要としよう。

(iv) 平均費用価格形成とその他の「メノコ勘定」　キルパトリック・モデル（以後 K— モデルと略称）の理論的前提とその分析との間には，以下にみるように平均費用価格形成なりその他のメノコ勘定が連環項として必要とされるという根拠はみいだしがたい。むしろ後述のゴードン・モデルでは明示的に平均費用価格形成（かれのばあいはマークアップ価格形成）が前提とされているため，そこでの検討課題とすることにしたい。

だが問題点だけは指摘しておかねばならない。かれのみる平均費用価格形成のもとでは，企業は標準売上高について期待される平均費用プラス標準税引利潤マージンをカバーするように価格をきめる。法人税の引上げはそのマージンに喰い込み，企業は法人税をコストとみなすため価格引上げに踏みきる。メノコ勘定のばあいも同じである。問題は価格引上げによる転嫁が可能か否かにかかっているが，ここでは産業が独占的であればそれだけ転嫁度は大とみなしている。この点は，先の独占力と転嫁度の因果関係に関するかれの発想と比較すれば不明瞭であることがわかる。K—モデ

注(2)　スウィージーのいわゆる屈折需要曲線の理論およびそれに対する批判は，Sweezy〔17〕, Stigler〔16〕を参照。屈折需要曲線の理論の焦点が価格の硬直性の論証にあてられているため，価格決定論を欠いているという批判はあるにせよ，転嫁理論は価格のメカニズムに対する十全の理解を必要とするという意味では，かれの理論もここでの検討の対象とさるべきであろう。

ルの理論的前提を概括してくれば，以上で尽きると考えられるが，そこからかれはつぎのごとき3つの転嫁仮説を提出する。

(i) 独占力をもたない産業は，利潤率を変えることができないがゆえに法人税を転嫁することができない。

(ii) 若干の独占力をもつ産業は，ある程度まで利潤率を引上げ，その結果少なくとも法人税の一部を転嫁するであろう。

(iii) 他産業よりも多く独占力をもつ産業は，他産業よりも利潤率を引上げ，かくて法人税をより多く転嫁するであろう。

先の理論的前提から，転嫁テストとしての転嫁仮説の意義をこのように規定し，もしこの3つの仮説が無効であれば転嫁はありえないとかれは考える。そこでかれは，産業間利潤率変動に関するこの仮説のテストは，まさに法人税の短期的前転の存在テストにほかならないとみるのである。われわれは，かれの転嫁仮説の是非について幾多の疑問を抱かざるをえないが，それらについては，仮説の実証と検定がすべて完了した段階で包括的にとりあげるべきであろう。

(3) 転嫁テストと転嫁尺度

キルパトリック接近法の特色は，産業間の利潤率変動を決定する要因の多元回帰分析によるテストにある。ある期間0期の税率 t_0 が，つぎの期間1期において税率 t_1 に引上げられたとき，産業の集中度Cと0から1にいたる期間の利潤率の変動 p_1/p_0 との間の関係式——$p_1/p_0=a+bC$——のクロス・セクション回帰分析の有意性こそ，とりもなおさず法人税転嫁の証左である，という命題がかれの主張の中心となる。利潤率は課税前利潤／純資産比率と定義され，独占力の尺度としての集中度は産業内の4大主要企業の出荷額集中度をとっている。

独立変数としての集中度Cと，従属変数としての利潤率変動 p_1/p_0 とのクロス・セクション回帰式は，いま述べたごとく単純化して次式で表わされる。

(1)　$p_1/p_0=a+bC$

法人税の前転を仮定すれば，$a=1,\ b>0$ となるはずである。けだし集中度 $C=0$ であれば前転が生じないので $p_1=p_0$ となるからである。それゆえ

(2)　$p_1/p_0=a+b(0)=a=1$

前転を仮定すれば $b>0$ となるのは，C の増加が転嫁度を引上げるからであり，転嫁の増加は p_1 と p_1/p_0 の値を引上げるはずである。また p_1/p_0 に対する集中度増加の効果は b により測定できる。定数項 a は主としてモデル外部の変数により決定されるとみなされるから，前転に関する推定値は b より求められる。

つぎの問題は，転嫁度の定義とその尺度である。Krzyzaniak-Musgrave と同様に，まず転嫁度を定義し，つぎに回帰式の推定から求められたパラメーターを用いて転嫁尺度を導きだす。はじめに1産業のケースをとりあげ，つぎに製造業部門全体について一般化する。

1産業の転嫁度は，初期の法人税負担額に対する転嫁された初期の法人税負担額と定義される。かれのモデルでは利潤率のタームで表示されるから，初期税負担は税率引上げによる課税前利潤率の減少$=(1-t_0)p_0-(1-t_1)p_0$ で表示される。また転嫁額すなわち転嫁プロセスによりもたらされた利得は課税後利潤率の上昇 $=(1-t_1)p_1-(1-t_1)p_0$ で表わされるから，転嫁度はつぎのごとく定義される。

$$(3)\quad \frac{(1-t_1)p_1-(1-t_1)p_0}{(1-t_0)p_0-(1-t_1)p_0}$$

(3)式を書きかえると

$$(4)\quad \frac{\dfrac{p_1-p_0}{p_0}}{\dfrac{(1-t_0)-(1-t_1)}{1-t_1}}=\frac{\dfrac{p_1}{p_0}-1}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}$$

つぎに，転嫁の存在をテストするために用いた回帰式(1)を変形すれば次式がえられる。

$$(1)'\quad \frac{p_1}{p_0}-1=a-1+bC$$

(1)′を(4)に代入すれば

$$(5)\quad \frac{a-1+bC}{\dfrac{1-t_0}{1+t_1}-1}$$

(5)式が1産業にとっての転嫁度とされる。

しかし先に述べたごとく，定数項 a は主としてモデル外部の変数によって決定されると考えられるから，集中度ゼロであり独占力ゼロである産業も独占力以外の諸力により若干の法人税を転嫁しうるとすると，そのばあい定数項は1より大となろう。かれはこの難点を免れるため，ゼロ転嫁はゼロ集中度において生じ，またC（ないしはCの変換）は産業の転嫁能力と線型関係に立つと仮定した。もしこの仮定が正しいとすれば（この仮定の妥当性もまた後述するとして），転嫁に関する a の真の値は1に等しいと想定できるから，総転嫁度はつぎのごとく定義される。

$$(6)\quad \frac{bC}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}$$

また a の真の値が不確実であり，それゆえ測定しうるのは観察される産業間の差別的転嫁度と仮定すれば，差別的転嫁度は最小集中度産業の集中度と他産業の集中度との格差により決定される。最小集中度産業の差別的転嫁度はもちろんゼロと仮定される。それゆえ差別的転嫁度はつぎのごとく表わされる。

$$(7)\quad \frac{b(\mathrm{C}-\min.\mathrm{C})}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}$$

ただし，“min. C”は観察される最小集中度であり，さきの総転嫁度はより望ましい概念であるが，差別的転嫁度は真の総転嫁度よりも低い領域にあってより確実な概念であるとされる。この理由から，かれは両者について実証的に推定を試みている。

つぎに定義すべきは製造業部門全体の転嫁度である。製造業についても1産業と同一の尺度がとられるが，ここでの問題は製造業部門の産業構成による転嫁度の加重平均である。適切なウエイトを選ぶことがさし当っての課題となるが，かれは転嫁に関する産業の潜在的重要度，すなわち転嫁が生じなかったばあいの利潤（J_1）のタームで定義された産業規模をとっている。まず1産業の利潤（P_1）について推定された転嫁効果は

$$(8)\quad \mathrm{P}_1=(1+b\mathrm{C})\mathrm{J}_1$$

したがって

$$(9)\quad \mathrm{J}_1=\frac{\mathrm{P}_1}{1+b\mathrm{C}}$$

n 産業からなる製造業部門全体の転嫁度は

$$(10)\quad \frac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}(\mathrm{J}_1{}^i)\left(\frac{b\mathrm{C}^i}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}\right)}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}$$

これを書換えて，製造業部門に関する転嫁度の尺度がえられる。[3]

$$(11)\quad \frac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{P}_1{}^i}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\frac{\mathrm{P}_1{}^i}{1+b\mathrm{C}^i}}-1\Big/\frac{1-t_0}{1-t_1}-1$$

この式は，完全転嫁に必要な利潤のパーセンテージ増分に対する，転嫁によりもたらされた利潤のパーセンテージ増分の比率として定義された転嫁度にほかならないから，製造部門の総転嫁度と理

注(3)　書換えの手続きはつぎのとおりである。

$$\frac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}(\mathrm{J}_1{}^i)\left(\frac{b\mathrm{C}^i}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}\right)}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}=\frac{\dfrac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i b\mathrm{C}^i}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}$$

$$\frac{\dfrac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}(1+b\mathrm{C}^i)\mathrm{J}_1{}^i}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}-\dfrac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}=\frac{\dfrac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{P}_1{}^i}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{J}_1{}^i}-1}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}=\frac{\dfrac{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\mathrm{P}_1{}^i}{\displaystyle\sum_{i=1}^{n}\frac{\mathrm{P}_1{}^i}{1+b\mathrm{C}^i}}-1}{\dfrac{1-t_0}{1-t_1}-1}$$

Kilpatrick〔10〕pp. 372～3

解してよいであろう。これに対し，差別的転嫁度が推定さるべきときは，C^i に $(C^i-\min.C)$ を代入すればよい。

（4） 集中度以外の独立変数になにを選ぶか

転嫁分析全般にまつわる最も困難な選択の1つは，転嫁プロセスを説明すべき独立変数にいかなる変数を選び，またいかなる変数を捨てるかにあるといってよかろう。K—モデルでは，他のモデルにない新しい接近法がとられているため，とくにこの点に関心が集まることはいうまでもない。ここでは，かれが選んだ独立変数を網羅的に列挙し，簡単に符号条件のみを説明するにとどめ，後述の推定作業に直接関連する変数に重点をおくことにしよう。

かれの選択基準はつぎのとおりである。産業利潤率は法人税転嫁以外の多くの理由により変化するから，回帰分析ではできるだけそのような変数を含めなければならない。さもなくば，p_1/p_0 とCとの間に推定された統計的関係は，Cと p_1/p_0 に影響する他の変数との相関関係により影響されるであろう。そこで，回帰分析に含められる集中度以外の独立変数は，つぎの3グループに分類される。(i)基本的変数の貧しい測定を矯正する変数（K-モデル説明の便宜上略称して“測定力矯正変数”とよぶ），(ii)集中度以外に転嫁に影響する変数（同じく“転嫁影響変数”とよぶ），(iii)転嫁力以外に利潤率に影響する変数。（同じく“利潤率影響変数”とよぶ）。

測定力矯正変数としては，(1)加速度減価償却と(2)市場地域主義の2つが挙げられている。加速度減価償却制度は，アメリカのみならず，わが国においても法人税負担をめぐる論議の対象に含められている現実を考慮すれば，これが転嫁分析に適切な地位を与えられるべきことは申すまでもない。アメリカでは，かれの観測期間中，朝鮮戦争中とその後の短期間に亘って，5ヶ年の加速度償却が特定の投資に適用され，その結果減価償却の過大評価が生じ，利潤と純資産は資産耐用年数の当初5ヶ年において過小評価されたことになる。この過小評価を調整するため，かれは 1955 年の純資産に対する減価償却の比率を用い，これにより各産業の加速度償却利用度を測定することとした。利潤率は償却のウエイトが高くなるにともない低くなるから，純資産に対する償却比率は利潤率のパーセンテージ変動とマイナスの相関にあるとみる。

市場地域主義とは，全国的規模の売上高を尺度とする集中度の欠陥を是正する目的で導入された概念であり，いま1つの測定力矯正変数としてはたらく。市場が1地域に限定された産業では，集中度は，4大主要企業がすべて各地域において同一割合の売上高をもっているのでなければ，平均独占力を過小評価することになろう。そのためダミー変数が導入されるが，その値は産業の売上高の半分以上が地域的市場であれば1，そうでなければゼロとされ，ダミー変数 X_L は Kaysen-Turner, X'_L は Means-Stigler の分類によるものを適用している。ダミー変数は，集中度と同様，

利潤率のパーセンテージ変動とプラスの相関をもつとみなされる。

転嫁影響変数としては，(1)産業別売上高に対する法人税変化の比率，(2)産業別売上高に対する非法人企業売上高の比率の2つが考慮されているが，モデルに導入されているのは後者だけである。非法人企業の存在が転嫁影響変数として導入される理由は，Harberger が主として問題としたように[(4)]，企業課税としての法人税は非法人企業に対し課税されないという意味で非一般税であるから，法人税引上げにみあった個人所得税の引上げがあって，両者が法人・非法人の利潤引上げに導くのでなければ，法人税の転嫁が阻害されるというところにある。現実には，アメリカの法人税と個人所得税はほぼ同時に引上げられているが，個人所得税は累進税率をとり，またその他のデータの制約もあるため精確な比較は困難である。そこでここでは，1958 年の非法人企業出荷割合を各産業における非法人企業の相対的重要性を表わす指標とみなすことにしている。この指標は利潤率のパーセンテージ変動とマイナスの相関があるはずである。

最後に，利潤率影響変数として，(1)独占力の変化，(2)基準年度利潤率，(3)需要の変化，(4)費用の変化の4つが挙げられ，費用の変化はさらに技術の変化，要素価格の変化，両者の綜合の3つに分けられている。独占力の変化が産業の均衡利潤率に影響するという推測は，集中度の増加が価格リーダーシップや暗黙の結託を強化しうることからも理解できよう。独占力の変化は，1947 年から1954年にいたる集中度変化により表わされ，この変化は利潤率のパーセンテージ変動とプラスの相関があるとされる。

産業間の利潤率は需要なり費用条件により変動するが，企業は技術上の理由なり転換コストを考慮すれば，直ちにそれらの変化に対応するものではない。そこで，産業間の利潤率はつねに不均衡におかれるが，同時に産業間の資本の流れに変化が生じ，それは利潤率均等化に働きかけるといった周知の均衡化メカニズムも作用することになる。初期の不均衡を反映する理想的変数としては，ここでは産業の基準年度利潤率とその均衡利潤率との格差とされているが，均衡利潤率は明らかに未知数であるから，基準年度利潤率が代理変数として用いられる。基準年度利潤率は独占力，リスク，非金銭的収益等のため産業間で不均等となるが，ここでは第一次的接近として全産業について均等と仮定される。基準年度利潤率が相対的に高ければ，第1にそれが異常に高いという確率が大となり，第2に異常に高ければ均等化メカニズムがそれを引下げるように働く確率が大きくなる。そこで，基準年度利潤率は不均衡条件を反映し，利潤率のパーセンテージ変動とマイナスの相関にあるとみなされる。

需要のシフトを表わす変数も利潤率変動の1決定要因として導入される。需要増大が短期的利潤の増大に直結するか否かは，企業の行動パターンにも依存するが，問題はむしろ需要増大それ自体

注(4) Harberger〔6〕,〔7〕,〔8〕を参照。また同じ論点からするわが国の法人税の産業別歪曲コストについては古田〔3〕を参照。

は算定できないから，ここでもなんらかの代理変数を選ばねばならないところにある。最も関連の深い変数としてデフレート済みの売上高パーセンテージ変動がとられる。これは費用変化にも影響され，需要変動の価格効果にも影響されるが，近似的に有意な代理変数とみなされ，また利潤率のパーセンテージ変動とプラスの相関をもつとされる。

最後に費用変化を表わす変数を導入する。生産費は生産関数のシフトか要素価格の変動のどちらかをつうじて変化しよう。まず技術改善は生産関数の上方シフトをもたらし，利潤の増加要因として働く。しかし技術改善は直接測定しえないし，そのためのデータである実質資本ストックも不明であるため，代理変数としてマンアワー産出量のパーセンテージ変動をとる。マンアワー産出量は生産関数のシフトによっても，資本・労働比率の変動によっても影響されるが，Kendrick らの傍証によれば[5]，労働生産性を表わすマンアワー産出量は資本・労働比率により重大なバイアスを生みだすものではないと確信されている。またマンアワー産出量のパーセンテージ変動は利潤率のパーセンテージ変動とプラスの相関にあるとされている。

要素価格の低下も利潤率に好ましい効果をもつはずである。ところで要素価格をモデルに導入するとき，問題となるのは資料の制約であるが，アメリカでも利用しうるコスト・データはマンアワー当り給与と原材料投入価格指数に限定されている。しかもこれらコスト・データはそのままでは使用できない。なぜなら給与と原材料が総費用に占める割合は，産業間で甚だしい分散を示しているため，要素価格のパーセンテージ変動が利潤率にもたらす効果もきわめて大きな変動を示すことになるからである。そのため，ここでは2つのヴァリアントが考慮されている。1つはつぎのごとき2変数を導入することである。(1)マンアワー当り給与のパーセンテージ変動に 1947 年の給与／出荷額比率を乗じた変数，(2)原材料投入価格指数のパーセンテージ変動に 1947 年の原材料費／出荷額比率を乗じた変数。これらのウェイトを適用することにより，要素価格変動の利潤率に対する効果は，その要素が総費用に占める重要度に正比例することになる。このような変数の意味は，投入量のすべてと他の投入価格が一定とすれば，要素価格の増加をカバーするに必要な総収入のパーセンテージ増分と説明されている。いま1つのヴァリアントとは，(1)と(2)を加算して1変数として扱うものであり，その意味は上述したところと同じである。したがって，これら要素価格変動を表わす変数はすべて利潤率のパーセンテージ変動とマイナスの相関にあるとみなされる。

いま1つ利潤率影響変数としてモデルに導入されている変数は，技術と要素価格の変動を結合して1変数としたものである。それはマンアワー当り産出量のパーセンテージ変動をマンアワー当り給与のパーセンテージ変動で除した合成変数であり，したがってそれは給与単位当り産出量のパーセンテージ変動にひとしい。生産性の増加と賃金率の低下は労務費の引下げとして作用するから，

注(5) Kendrick〔9〕，および Massell 参照。なお Massell については未公刊のため確認することができなかった。Benton F. Massell, Determinants of Productivity Change in United States Manufacturing (unpublished Ph. D. dissertation, Department of Economics, Yale Univ., 1960)

この変数は利潤率のパーセンテージ変動とプラスの相関にあるとみなされる。[6]

(5) 転嫁モデルの推定(I)——アメリカのケース——

これまでのキルパトリックの転嫁モデル，転嫁尺度，および集中度以外の独立変数の説明からすれば，残された課題は，はじめにかれのアメリカ製造業部門についての推定を述べ，さらに進んで，同モデルをわが国製造業部門に適用したケースとあわせ吟味することにある。そこでこのセクションでは，かれのとりあげたアメリカのケースから検討しよう。まずかれが推定を試みた多元回帰式は基本的には以下のとおりである。

$$\frac{p_1}{p_0}=a+b_1C+b_2X_L+b_3\Delta C+b_4p_0+b_5\left(\frac{Z_1}{Z_0}\right)+b_6\left(\frac{w_1}{w_2}\right)+b_7\left(\frac{M_1}{M_0}\right)+b_8\left(\frac{q_1}{q_0}\right)+b_9\left(\frac{P_0}{S_0}\right)+b_{10}U+b_{11}\left(\frac{A}{N}\right)$$

ただし，変数にみられる記号はつぎに示すとおりである。

p ： 利潤率

C ： 1954 年の集中度

X_L ： Kaysen—Turner 分類によるダミー変数，その値は市場が地域的に分割されているときは 1，そうでなければゼロ

ΔC ： 1954 年の集中度マイナス 1947 年の集中度

Z ： 出荷額（デフレート済み）

w ： マンアワー当り賃金

M ： 投入原材料価格指数

q ： マンアワー当り産出高（デフレート済み）

P/S ： 売上利潤率（利潤／売上比率）

U ： 非法人企業により 1958 年に生産された出荷額の割合

A/N： 純資産償却率（償却額／純資産比率）

なお前節で述べたように，独立変数のうち代替変数としてとり入れられるものはつぎの変数である。

X'_L ： X_L の代替変数として，Means—Stigler の分類によるダミー変数，その値は市場が地域的に分割されているときは 1，そうでなければゼロ

注(6) 以上の変数はすべてかれのモデル分析に導入されているが，しかしかれが重要とみなしながら導入されていない変数が残されている。ここでは参考のためそれら変数名を挙げておこう。(1)需要弾力性，(2)資本利用度の変動，(3)会計欠損の相対的重要度の変動（たとえば価格変動の認知に失敗したり，利潤を自家営業者の賃金と記帳するごとき），(4)経営能力，(5)種々の目標に対する願望，(6)リスクと割引率に対する態度，(7)産業内における利潤マージンの分散，(8)負債プラス純資産に対する負債の比率，(9)同比率の変動，(10)転嫁により生みだされた利潤率格差に対応する資本の流れ，(11)集中度に関係しても転嫁に関係しない利潤率の増加。キルパトリックのばあい，とくに最後の(10)，(11)のみが重視され詳述されているがここではとり上げない。Kilpatrick〔10〕p. 384 参照。

$\frac{w_1}{w_0}\left(\frac{W}{V}\right)$ および $\frac{M_1}{M_0}\left(\frac{K}{V}\right)$ ： $\frac{w_1}{w_0}$ と $\frac{M_1}{M_0}$ の代替変数として，それぞれに 1947 年の出荷額に対する賃金の比率 (W/V) と 1947 年の出荷額に対する原材料費の比率 (K/V) を乗じた合成変数

$\left[\left(\frac{Q}{W}\right)_1\Big/\left(\frac{Q}{W}\right)_0\right]$ ： $\frac{w_1}{w_0}$ と $\frac{q_1}{q_0}$ の代替変数として，労務費と生産性の結合変数，ただしQは産出高，Wは賃金である。

法人税の短期的前転の有無をテストするためのK—モデルの推定結果を検討するに先立って，かれのテストの基本方針にまず触れておくべきであろう。それは第1に，C以外の独立変数はその回帰係数がゼロより顕著に大ないしは小でないならば，経済理論により予測される回帰係数の符号にしたがい回帰式より落されることである。第2に，片側検定を適当とみなす。なぜなら，各独立変数について主張された仮説は，p_1/p_0 と果してプラスまたはマイナスの相関にあるか否かを明らかにするからである。第3に，転嫁テストはCの回帰係数が顕著にゼロよりも大であるか否かに集中される。もし回帰式の結果が短期的前転の仮説と矛盾しなければ，転嫁度はCの回帰係数により推定されることになる。

表 4-3-1 ： 従属変数と独立変数の標本期間の組合せ

利潤率の比較年度		独立変数				
p_0 ただし法定税率 38%	p_1 ただし法定税率 52%	p_0 および $\frac{P_0}{S_0}$	Z_0, w_0, と q_0	Z_1, w_1, と q_1	M_0	M_1
1949	1954	1949	1949	1954	1949	1954
1947-49	1954-57	1947-49	1947, 1949	1954-57	1947-49	1954-56
1948	1955	1948	1947	1955	1948	1955
1947-48	1955-57	1947-48	1947	1955-57	1947-48	1955-56
1948	1955-57	1948	1947	1955-57	1948	1955-56

いま1つ触れておくべきは税率と標本期間の関係である。仮説により，ある時点1における税率がそれに先だつ時点0の税率より高いとき，$p_1/p_0=a+bC$ のクロス・セクション回帰式の推定がおこなわれるのであるから，標本期間の選択も税率の引上げ前後の年度についてなされる。表 4-3-1 にみるように，p_0 と p_1 の標本期間は5組選ばれているが，いずれも p_0 の期間では法定税率は 38 パーセントであるけれども，p_1 の期間では58パーセントに引上げられている。また独立変数も，C (1954 年)，X_L または X_L'，ΔC (1954 年と 1947 年)，U (1958 年)，および A/N (1955 年)，についてはすべて同一であるが，他の独立変数は同じ表にみるごとく，選ばれた従属変数 p_1/p_0 の期間に応じてそれぞれ異なった観測値があてはめられている。

表 4-3-2 では，1949 年と 1954 年で，法定税率が 38 パーセントから 52 パーセントに引上げられたときの産業間利潤率行動を説明する回帰式の推定結果が示されている。予備的回帰式と名づ

けられているように，たとえば回帰式番号1と2では独立変数が 11 個も適用されているが，回帰式番号4では3箇までにしぼられている。同表で回帰式番号 17 にいたるまでの推定結果はすべて，左から定数項，独立変数の回帰係数，またその下の括弧内は t 検定値，右端の R^2 は決定係数である。この表では，1949 年と 1954 年の組合せの推定結果のみが掲げられているが，かれの説明によると，第1にこの組合せ，とくに 1949 年の利潤率は他の年度よりも安定的であり，したがって p_1/p_0 とCの関係から推定される転嫁度は一層信頼できること，第2に他の年度をとったばあいの回帰式ではCの回帰係数は有意水準5パーセント以下では有意とならないことのほか，他の推定結果はほぼ同様であることから重複を避けたことにあるとされている。ところが，1949 年と 1954 年の推定結果，とくにわれわれの関心であるCの回帰係数をみると，それらはすべてプラスであり，かつ有意水準1パーセントで有意であるのみならずゼロより顕著に大である。そこでかれは，予備的推定結果からえられる利潤率行動の仮説をつぎのごとく肯定する。「ここで見出したものは，より集中的な産業は集中的でない産業にくらべ，法人税率が引上げられた期間中に，利潤率を引上げたという基本的仮説と一致するものである[(7)]」。

利潤率行動の仮定をめぐり数々の独立変数の有意性について検討を重ねた結果，表 4-3-3 に示されるごとき最終回帰式の推定結果がえられる。最終回帰式に残った変数は，C, p_0, Z_1/Z_0 の3変数であって，残余の独立変数は，すべて前節で仮定されたごとき p_1/p_0 の行動様式を説明するには重要度に欠ける変数として棄却される。さらに最終回帰式の推定結果が C, p_0, Z_1/Z_0 ，の3変数について5本示されているが，それらは先に選ばれた5組の標本期間に対応するものである。最終回帰式の推定結果をみると，Cの回帰係数はすべて有意水準1パーセント以上でかなり有意であり，このことから，かれは先に予備的回帰式で肯定した仮説をいま一度確認することになる。すなわち，法人税率が引上げられると，集中的産業の利潤率は非集中的産業の利潤率よりも引上げられる。それゆえこの結論からすれば，転嫁度も容易に推定しうることになる。

しかし転嫁度の推定に進む前に検討すべき問題点がいくつか残されているはずである。かれはその問題点をつぎの3つと考えている。(1)種々の標本期間の組合せをめぐるCの回帰係数がどこまでコンシステントでありうるか，(2)ありうべき別途の集中尺度をとればどのような異なった帰結をうるか，回帰式全体の妥当性はどうか，かつまた推定結果をめぐり別途の解釈が成りたちうるのかどうか。これら問題点の検討は確かに転嫁度推定にとって不可欠である。しかしここでは，K—モデル全体の妥当性を最終的に検討すべき段階で触れることとし，立入ることを控えたい。

かくて以上の回帰式推定結果を基礎とし，かつ先に定義した転嫁尺度にしたがい，われわれの直接的課題である転嫁度の推定に到達することができる。転嫁度推定値は表 4-3-4 に一括されている。先の推定手続きから容易に想像できるように，種々の仮定のもとで幾多の推定値が算定しうる

注(7) Kilpatrick [10] p. 394 参照。

表 4-3-2： K-モデルの予備的推定結果

回帰式番号	a	C	p_0	$\frac{Z_1}{Z_0}$	X_L	X'_L	$\frac{A}{N}$	$\frac{P_0}{S_0}$	U
1	−0.7302	0.4967	−3.8467	0.3389	−0.0242		−6.4688	1.4558	0.2857
		(2.534**)	(−4.412**)	(2.455**)	(−0.273)		(−1.571)	(1.141)	(0.537)
2	1.1650	0.5276	−3.3915	0.4570	0.0321		−2.5381	1.1999	0.1330
		(2.517**)	(−3.706**)	(3.021**)	(0.349)		(−0.555)	(0.817)	(0.240)
3	1.1623	0.5327	−3.3709	0.4522	0.0326		−2.4046	1.1482	0.1299
		(2.605**)	(−3.764**)	(3.108**)	(0.356)		(−0.543)	(0.819)	(0.235)
4	0.7186	0.5313	−2.3394	0.3308					
		(3.176**)	(−4.100**)	(2.738**)					
5	0.7113	0.5462	−2.3720	0.3335	0.0278				
		(3.134**)	(−4.076**)	(2.741**)	(0.322)				
6	0.7172	0.5332	−2.3435	0.3315		0.0029			
		(3.034**)	(−4.011**)	(2.695**)		(0.036)			
7	0.7156	0.5356	−2.3388	0.3336			−0.3453		
		(3.076**)	(−4.079**)	(2.669**)			(−0.093)		
8	0.7465	0.5209	−2.8407	0.3154				0.9562	
		(3.100**)	(−3.433**)	(2.576**)				(0.837)	
9	0.6976	0.5525	−2.3222	0.3343					0.1113
		(2.839**)	(−4.012**)	(2.729**)					(0.215)
10	0.7177	0.4965	−2.5869	0.3724					
		(2.981**)	(−4.456**)	(3.061**)					
11	0.9546	0.5128	−2.3982	0.3654					
		(3.031**)	(−4.162**)	(2.845**)					
12	−0.7200	0.4493	−2.8335	0.2431					
		(2.742**)	(−4.939**)	(2.023**)					
13[a]	−1.4994	0.4060	−3.0270	0.2175					
		(2.433**)	(−5.108**)	(1.793**)					
14	0.6874	0.5445	−2.3525	0.3148					
		(3.048**)	(−4.025**)	(2.469**)					
15[a]	0.7560	0.5500	−2.3679	0.3258					
		(3.076**)	(−4.049**)	(2.550**)					
16	0.6806	0.5253	−2.3269	0.3269					
		(3.035**)	(−4.015**)	(2.629**)					
17	1.1973	0.4798	−2.5684	0.3733					
		(2.860**)	(−4.446**)	(3.067**)					

a　二段階最小自乗法で推定
*　5パーセント有意水準（自由度修正済みの臨界値1.660）
**　1パーセント有意水準（自由度修正済みの臨界値2.364）

（アメリカのケース）　1949-54 年

（括弧内は t 検定値）

ΔC	$\frac{q_1}{q_0}$	$\frac{w_1}{w_0}$	$\frac{M_1}{M_0}$	$\frac{w_1}{w_0}\left(\frac{W}{V}\right)$	$\frac{M_1}{M_0}\left(\frac{K}{V}\right)$	$\frac{w_1}{w_0}\left(\frac{W}{V}\right)+\frac{M_1}{M_0}\left(\frac{K}{V}\right)$	$\left(\frac{Q}{W}\right)_1 \div \left(\frac{Q}{W}\right)_0$	R^2
0.9793	−0.1894	0.5736	0.9360					0.3032
(1.734*)	(−0.648)	(1.485)	(2.296)					
1.2100	−0.3753			−0.1245	−0.0918			0.2343
(1.946*)	(−1.219)			(−0.303)	(−0.231)			
1.2050	−0.3679					−0.1054		0.2341
(1.952*)	(−1.224)					(−0.277)		
								0.1864
								0.1872
								0.1864
								0.1864
								0.1921
								0.1868
1.0190								0.2124
(1.810*)								
	−0.2283							0.1917
	(−0.806)							
		0.4875	0.8921					0.2573
		(1.349)	(2.341)					
		1.3338	0.6779					0.2651
		(1.698)	(1.621)					
				−0.1242	0.0113			0.1884
				(−0.344)	(0.034)			
				0.133	0.0654			0.1874
				(0.036)	(0.196)			
						0.0471		0.1866
						(0.148)		
							−0.5365	0.2129
							(−1.828)	

表 4-3-3：最終推計結果
（括弧内は上段が回帰係数の標準誤差，下段は t 検定値）

回帰式番号	$\frac{p_1}{p_0}$ の標本期間 p_0	p_1	a	独立変数 C	p_0	$\frac{Z_1}{Z_0}$	R^2
18	1949	1954	0.7186	0.5313	−2.3394	0.3308	0.1864
				(0.1673)	(0.5705)	(0.1208)	
				(3.176**)	(−4.100**)	(2.738**)	
19	1947-49	1954-49	0.4240	0.7158	−1.3516	0.3108	0.2792
				(0.1405)	(0.5189)	0.0782	
				(5.095**)	(−2.605**)	(3.974**)	
20	1948	1955	0.7121	0.7197	−1.8920	0.2236	0.2756
				(0.1511)	(0.4774)	(0.0724)	
				(4.763**)	(−3.963**)	(3.091**)	
21	1947-48	1955-57	0.5969	0.7060	−1.5403	0.2028	0.3282
				(0.1341)	(0.4303)	(0.0589)	
				(5.266**)	(−3.580**)	(3.440**)	
22	1948	1955-57	0.7787	0.6604	−1.8804	0.1516	0.2634
				(0.1143)	(0.4524)	(0.0643)	
				(4.577**)	(−4.157**)	(2.358*)	

* 5パーセント有意水準
** 1パーセント有意水準

表 4-3-4：K—モデルの転嫁度推定値
（アメリカのケース）

	回帰式番号と b の推定値および信頼区間	推定値 総転嫁度 納税法人の平均税率	総転嫁度 法定税率	差別的転嫁度 納税法人の平均税率	差別的転嫁度 法定税率
	回帰式(18)：スタンダード・ケース				
1	b	94%	75%	78%	62%
2	$b+1.661s$	141	112	116	93
3	$b+1.982s$	150	119	124	99
4	$b+2.625s$	167	133	138	110
5	$b-1.661s$	46	37	38	31
6	$b-1.982s$	36	29	30	24
7	$b-2.625s$	17	13	14	11
8	回帰式(19) b	125	100	104	83
9	同 (20) b	126	100	104	83
10	同 (21) b	124	99	102	82
11	同 (22) b	116	92	96	77
12	同 (10)：最大集中産業の転嫁度が 100%として推定値 b を割引いたケース・回帰式 (18), (19), (20), (21), (22) より算定	46	45	41	41

ため，ここではかれがスタンダード・ケースとよぶ転嫁度推定値をはじめとして重要度の高いと思われる推定値を挙げるにとどめよう。ただし，スタンダード・ケースとよばれる転嫁度推定値は，転嫁度推定に用いられる集中度Cとその回帰係数 b は回帰式番号 18 より算定されるが，かく呼ばれる根拠の1つはその標本期間である 1949 年と 1954 年が他の年度に比較して第2次大戦後の不均衡の影響が少ないことに求められ，いま1つは，同じく転嫁度推定に用いられる 1954 年～1957 年の平均産業利潤について，産業規模の測定に関する攪乱要因が最小とみなしうることに求められている。

同表に示されるごとく，スタンダード・ケースによる転嫁度推定値は，差別的転嫁度の 62 パーセントから総転嫁度の 94 パーセントにおよんでいる。差別的転嫁度は，既述のごとく，最低集中度の産業では転嫁は生じないという仮定に基づいており，これに対し，総転嫁度は集中度ゼロの産業では転嫁は生じないと仮定されているから，どちらの転嫁度を選ぶかは，仮定の現実性により決定されよう。同じように，平均税率を選ぶか法定税率を選ぶか，どちらの税率が転嫁度推定に当ってより現実的と考えられるかによって転嫁度推定値も決定されよう。

転嫁度選択については経済理論的側面とは別に，統計的側面からも問題が残されている。同じ表について，第2行から第7行までは，同じく標本期間 1949 年と 1954 年についての回帰係数の信頼区間，90 パーセント，95 パーセント，99 パーセントのそれぞれについてありうべき転嫁度を比較したものである。いずれの信頼区間をとっても，転嫁度の格差はかなり大きくなっている。たとえば，平均税率による転嫁度を 95 パーセントの信頼区間の上限でとれば総転嫁度 150 パーセント（第3行）となり，下限でとれば 36 パーセント（第6行）となって，その差は 114 パーセントという驚くべき値をとることになる。したがってかれは意味ある点推定を断念し，転嫁度測定をすべて区間推定に限定することになるが，しかし，これらの信頼限界からみた転嫁度推定値のいずれによっても，かなり顕著な転嫁度が検証しうるとしている。

同様に，先の最終回帰式の推定結果（表 4-3-3）にしたがって，それぞれの転嫁度推定値をみると，(19)式から(22)式にいたるまでいずれもスタンダード・ケースよりも比較的高い転嫁度を示しており，とくに 100 パーセントを上回わる高い数値がえられる点で注目されよう（表 4-3-4 の第8行から第 11 行）。100 パーセントを超過する転嫁度（いわゆる過剰転嫁）は，すでに K—M—モデルの推定値についてもえられている。K—M は過剰転嫁現象の説明として，寡占企業が税率引上げを価格引上げに対するシグナルとして受けとり，法人税を転嫁するのみならず超過利潤獲得の機会をとらえたのだとした。キルパトリックはこれに対し疑問を表明する。第1に，戦後の 1947 年から57年までは物価上昇が一般的であったので，需要曲線の屈折はあまり永続しなかったと思われるから過剰転嫁の機会も少なかったはずである。第2に，過剰転嫁説では，転嫁度は強力な寡占企業よりも弱い寡占企業でより大きいことになる。なぜなら強力な寡占企業は有効な価格リーダーシップを

とるため，永続的に需要曲線の屈折を抑制することがないからである。しかし，転嫁度は集中度が高まれば増大するはずである。K—モデルでは，p_1/p_0 は集中度が 0.50 から 0.74 の範囲よりも 0.75から 1.00 の範囲においてより高かったのであるから，結局，0.75 以上の集中度でも有効な価格リーダーシップにとって不足するのか，あるいは過剰転嫁説が不適当であるのかどちらかでなければならないとしている。

K—モデルの過剰転嫁帰結のありうべきいま1つの解釈は，かれによればつぎのようになろう。それは1産業内部における種々の利潤マージンに注目する。かりに利潤について加重平均された利潤マージンの平均以上である価格リーダーの企業が，100 パーセント法人税を転嫁し，またかりに当該産業の他の企業すべてが同額だけ価格を引上げたとすれば，他の企業の平均利潤は 100 パーセント以上引上げられることになろう。がくて，当該産業の転嫁度は 100 パーセントを超過することとなろう。この解釈は過剰転嫁の規模が小さいかぎり理解に難くないが，K—M ないし K—モデルに示されたかなりの規模の過剰転嫁については不充分としかいえないであろう。だとすれば，K—モデルの過剰転嫁帰結を説明するためには，あらためて p_1/p_0 と C との関係を吟味すべきことが求められなければならない。

p_1/p_0 と C との間のプラスの相関には，当然法人税以外の要因が入り込む余地が残されている。K—モデルのばあい，モデルの特定化に当って選ばれた独立変数は，理論モデルと対応して決定されたわけではないから，いわばK—モデルの弱点がここに集中して露呈されてくる。この点は，K—モデルをわが国に適用したケースにおいても同様である。

かれがこの弱点を克服するためにとった修正措置はつぎのとおりであり，その結果は表 4-3-4 の第 12 行に表わされている。それによると，仮定としていかなる産業も 100 パーセント以上の転嫁はありえなかったとし，かつ p_1/p_0 と C との間のプラスの相関を生みだした産業のすべてについて，法人税要因と税外要因は同等の重要度をもつものとすれば，第 12 行の転嫁度は最大値を表わすものとされる。算定の方法は，最大集中産業の bC の推定値をうるため，100 パーセント転嫁に必要な額として現実の bC 推定値について $\frac{1-t_0}{1-t_1}-1$ を割引き，他産業の bC 推定値についても同比率で割引く。その結果，転嫁度は 41 から 46 パーセントの範囲と推定され，それはスタンダード・ケースでえられた転嫁度推定値のほぼ半ばに相当することがわかる。そこから導出される結論は，いかなる産業も 100 パーセント以上の転嫁は果しえなかったとすれば，ここでえられた 41 から46 パーセントの転嫁度は，スタンダード・ケースに代わる法人税転嫁の妥当な推定値を意味することになる。

けれども，キルパトリックは転嫁度の精確な数値をもって結論を与えることをしない。むしろこれまでの証左からすれば，かなりの程度の短期的前転が生じていると結論することができるのみであるとしている。かれの指摘するごとく，各推定値の信頼区間はかなり広く，また推定に用いられ

る税率の定義は相互の間で差異が大きく，かつまた転嫁力と集中度の関数関係も種々の可能性を考慮すれば誤差も著しく拡大されよう。このような問題点は当然とりあげられねばならないが，ひとまず K—モデルをわが国の製造業について適用した推定結果を検討したうえで，あらためて吟味することにしよう。

(6) 転嫁モデルの推定 (II)——わが国のケース——

K—モデルをわが国の法人税帰着分析に適用するばあい，留意すべき点は幾多存在するけれど，とりわけわが国およびアメリカの産業構造と法人税構造の相違点ならびに類似点に注目する必要があろう。とくに相違点については，独立変数の選択，データの処理，推定結果の解釈等にいたるまで慎重な吟味を要することになる。

アメリカの産業構造を集中度に限定してみると，戦後期に選ばれている標本期間では，製造業全体の集中度の高まりは停滞しむしろ集中化は進行していないといえるようである。[8] わが国においても，標本期間として昭和 25 年と 29 年を選んだが，その間の集中度は同じく下降傾向が支配的であったとみなされている。[9] もちろんわが国でもアメリカでも，集中度の元来低かった産業では集中化が進行する傾向があるとはいえ，反面集中度のかなり高い産業では集中度が一層高まるよりもむしろ低下する傾向をみせるため，とくにアメリカでは戦後に集中合併が盛んであったにもかかわらず，全体として集中度の低下した産業が増大し，集中化はむしろ進行しなかったと考えられる。このような日米の集中度の推移は1つの類似点として注目してよいであろう。

推移とは別に集中度水準についても日米の比較に触れておかねばならない。市場における集中度は，おおまかにみてアメリカよりも概してわが国の方が高いようである。われわれの標本期間とは若干ずれるが，昭和 30 年代初期の日米について，しばしば利用される上位4社と8社が占める生産集中度を比較すると，主要製造業の 83 業種のうち，アメリカに比べて日本の方が高いもの 48 業種，アメリカの方が高いもの 20 業種，両国同程度のもの 15 業種を数えることができる。そのかぎりでは，わが国の企業集中度も，アメリカに劣らず国際的にみてもかなり高い水準に達しているとみて差し支えあるまい。[10] ただし，先の集中度推移の比較との関連でいえば，アメリカは資本主義諸国のうちで最も強力な独占禁止法をもつとされているのに対し，わが国では昭和 22 年に独禁法

注(8) キルパトリックが選んだ観察期間である 1947 年～57 年では，鉄道・銀行のように企業合併および合同が顕著であったり，繊維・食品工業のごとく技術進歩に伴う集中化の促進もあったが，全体としてみて集中化はむしろ停滞していたといってよい。その理由の第1は急激な新設企業の進出であり，第2は政府の集中化阻止政策によるものであり，第3は経営多角化によるシェアの分散に求められよう。また技術革新による新産業・新企業の勃興も同じような効果をもったと考えられる。高柳〔15〕参照。

(9) 御園生〔15〕参照。

(10) 公正取引委員会〔12〕，原豊〔5〕参照。

が施行されたが，周知のようにその後の改正で拘束力は弱められている・われわれの標本期間に限定してみても，石炭，スフ，綿紡，苛性ソーダ部門ですでに自主（地下）カルテルが進行し，27 年には通産省の勧告の形をとった，いわゆる勧告操短が綿紡・スフについてなされている。また 28 年には独禁法が大幅に改正され，不況カルテルと合理化カルテルが認められるにいたり，とくに生産数量制限と併行した価格協定も可能となり，また合理化カルテルの面で生産品種の制限が一部認められるにいたったことも，帰着分析に当って無視することはできない。集中度が転嫁力のよりよき尺度であるためには，独占力と集中度の関係を明確化するに当って一考を要するはずである。

K—モデルをわが国に適用するに際して，標本期間として昭和 25 年と 29 年が選ばれているが，それは主として法人税率が 25 年に 35 パーセントであったものが，27 年度以降 42 パーセントに引上げられ，30 年に再び 40 パーセントに引下げられるといった税率の変遷に対応しているにすぎない。27 年の税率 42 パーセントへの引上げは，従来の 35 パーセントに対し 2 割引上げに相当するが，これは朝鮮動乱による特需景気で企業の収益増大が著しく，とくに大法人を中心に社内留保が飛躍的に増加したことと並んで，いわゆる法人成りの着増が示すごとき法人・個人の税負担格差を是正することを主目的としていたとみてよい。

税制面で昭和 25 年と 29 年を比較するさいに留意すべきは租税特別措置の対象拡張である。特別措置は 26 年以降数多く追加され，利子所得の特例，輸出所得の特別控除，増資配当免税のように実質的減税となるもの，価格変動準備金，退職給与引当金，重要機械に対する 3 年間 5 割増特別償却のごとく課税繰り延べの性格をもつものの違いはあれ，これらは当該期間に設けられ，とくに大法人の実効税率を引下げるに寄与している。これら特別措置の減税効果を考慮すれば，K—モデルをわが国に適用するばあい，アメリカより以上に法定税率と実効税率との差異に注目する必要があろう。前述のごとく昭和 27 年の法定税率 2 割引上げにもかかわらず，実効税率は 26 年の47 パーセントから50パーセントへと僅か 7 分足らずの引上げに留まっているのも，特別措置の減税効果に負うところ少なくないと考えられるからである。それゆえ法定税率のみならず実効税率も含めて，K—モデルによるわが国法人税の転嫁度推定を試みることにした。

まず資料については，他のモデルと同じく「本邦事業成績分析」を主とし，これに「工業統計表」と公取委編「日本産業集中の実態」を併せ利用することとした。このばあい統計処理の面で最も困難な数値作成は，集中度の算定である。なぜなら，「本邦事業成績分析」における業種および企業分類は，当然のことながら公取委の業種，企業，品種分類と必ずしも一致するとは限らないからである。そこで両資料について，各企業の主要製品と業種分類を細分して再構成する手続きをとらねばならなかった。その結果，三菱資料によれば製造業について 53 業種まで標本がえられるはずであるのが，公取委資料とのつき合せの結果 32 業種にまでしぼらざるをえなかった。この点は，アメリカで 105 業種まで標本がえられるのと比較してわが国の資料整備が今後一層発展することを期待

するほかない。さらに，K—モデルがアメリカに適用された際，幾多の未公刊資料が利用されたり，またその利用に際しても種々の加工がなされている。たとえば，出荷品目別・投入原材料別のデフレーターとか労働生産性に関する従業員数，労務費，生産額等がそうである。したがって，K—モデルをわが国に適用するばあい，まず資料の面で 3 つの独立変数が代替されていることに留意せねばならない。わが国の製造業について推定されたK—モデルの回帰式は次式のとおりである。

$$\frac{p_1}{p_0}=a+b_1C+b_2\Delta C+b_3p_0+b_4\left(\frac{Z_1}{Z_0}\right)+b_5\left(\frac{W'_1}{W'_0}\right)+b_6\left(\frac{M'_1}{M'_0}\right)+b_7\left(\frac{P_0}{S_0}\right)+b_8\left(\frac{A}{N}\right)+b_9\left(\frac{B_0}{B_1}\right)+ut$$

ここで，従属変数は昭和 25 年の利潤率に対する昭和 29 年の利潤率を表わし，利潤率は準資産に対する税込み利潤，また添字は 0 が昭和 25 年，1 が昭和 29 年を表わす。同様に独立変数も C は 29 年の集中度，ΔC は 25 年から 29 年にいたる限界集中度，p_0 は基準年度利潤率として 25 年の利潤率である。Z_1/Z_0 は出荷比率であるが，前述のごとく適当なデフレーターを欠いているため，価格未調整で用いられた。つぎの W'_1/W'_0 は売上高に対する賃金支払額比率であり，W_1/W_0 の代替変数として用いられ，M'_1/M'_0 も売上高に対する投入原材料費比率であって，M_1/M_0 の代替変数として用いられた。P_0/S_0 は売上利潤率，A/N は自己資本に対する減価償却比率であり，いずれもK—モデルの原型と同じである。最後に，B_0/B_1 として自己資本の変動比率を導入したが，これはわが国の企業資本構成のアメリカとの相違点を考慮して追加されたものである。なおK—モデルの原型では，地域ダミー変数として X_L, X'_L が導入されていたが，これらはアメリカ経済の特殊性を反映するものとしてわが国のケースでは落すこととした。非法人企業出荷比率U も同様に考えることができるが，むしろわが国のケースでは統計資料の制約から含めることをしなかった。

さきの回帰式をわが国に適用すると，表 4-3-5 のようにK—モデルの予備的推定結果がえられる。推定の手続きとして，まず独立変数すべてについて推定が行なわれたのち，K—モデルの原型で重要視された 3 つの独立変数 ——C, p_0, Z_1/Z_0—— を中心として他の独立変数を順次組み合せるという方法をとった。推定結果の表示もアメリカのケースと比較しやすい形式をとった。

推定結果は，クロス・セクション分析の例に洩れず，あまり良好な推定値がえられておらず，とくにアメリカのそれと比較してみてもフィットは落ちているとみなさざるをえない。決定係数 R^2 が時系列分析結果を見慣れているひとには当てはまりがあまりよくない点で驚かれるであろうが，これはアメリカでもほぼ同様の結果しかえられなかったことを想起してほしい。各回帰係数の符号条件は，僅かな例外を除けば，すべて満たされているといってよい。アメリカの推定結果との比較で最も異なるところは，各回帰係数推定値の下に掲げられた t 検定値である。キルパトリックは，標本期間をいくつか選びだして最終推定結果にまでもちこんでいるが，わが国のケースでは，前述のように税率引上げの期間が限定されているのみならず，標本期間として不適切とみなされる年度もあるため，予備的推定結果をもって最終結果に代えざるをえなかった。これらの推定結果のうち比較的良好と思われる結果は，方程式番号(4)，(5)であろうが，ここでは一応すべての回帰式推定結果に

表 4-3-5 K—モデルの予備的推定結果（わが国のケース）昭和 25 年と 29 年

（括弧内は t 検定値）

番号	a	C	p_0	$\frac{Z_1}{Z_0}$	ΔC	$\frac{W_1'}{W_0'}$	$\frac{M_1'}{M_0'}$	$\frac{P_0}{S_0}$	$\frac{A}{N}$	$\frac{B_1}{B_0}$	R^2
1	191.860	0.476033	−0.512923	0.0791249	1.07185	−0.784202	0.339651	−1.29723	−5.72957	−0.0514090	0.532
		(0.8563)	(−0.7499)	(1.5597)	(0.6001)	(−0.8507)	(0.6113)	(−0.4530)	(−2.1086)	(−0.8896)	
2	25.5620	0.799358	−0.195165	0.0498873							0.090
		(1.1613)	(−0.4291)	(1.0469)							
3	31.4937	0.757376	−0.172728	0.0559179	2.54322						0.127
		(1.1009)	(−0.3802)	(1.1678)	(1.0605)						
4	91.8200	0.527048	−0.545652	0.0725676		−0.374753					0.405
		(1.0067)	(−1.4864)	(1.5850)		(−0.4436)					
5	41.5288	0.445732	−0.655929	0.0861669			0.151232				0.403
		(0.8308)	(−1.9693)	(2.6940)			(0.3409)				
6	25.8232	0.787687	−0.251793	0.0498410				0.273728			0.090
		(1.0940)	(−0.2725)	(1.0271)				(0.0708)			
7	89.4091	0.770805	−0.365707	0.0463138					−0.050580		0.150
		(1.1373)	(−0.7876)	(0.9860)					(−1.3808)		
8	12.7261	0.735695	−0.180903	0.00856199						0.0798616	0.131
		(1.0701)	(−0.3995)	(0.1426)						(1.1225)	

注 1）資料は三菱経済研究所編『本邦事業成績分析』昭和25年、昭和29年版。
2）推定はすべて直接最小自乗法による。
3）標準方程式は必ずしも K—モデルと同一ではない。

ついて転嫁度推定値を算出してみた。

表 4-3-6 では，転嫁度推定値を総転嫁度と差別的転嫁度，さらに先の法定税率とに分けて算定されている。この表で目立つところは，総転嫁度も差別的転嫁度もいずれも法定税率で算定すればすべて 100 パーセント以上の過剰転嫁度がえられるという点であろう。これに対し，実効税率で算定された転嫁度はすべて 100 パーセントを下回わり，42 パーセントから 84 パーセントの領域にはいっている。その主たる原因は，法定税率のばあい昭和 25 年で 35 パーセント，29 年で 42 パーセントであってその格差は 7 パーセントにすぎないが，実効税率のばあいそれぞれ 27.9 パーセントと 48.8 パーセントであって，その格差は実に 20.9 パーセントにおよんでいる事実に求められよう。アメリカのケースでは実効税率と法定税率とについてえられた転嫁度は，総転嫁度と差別的転嫁度のどちらについてもわが国のような顕著な転嫁度格差を示していない。むしろ逆に，実効税率で算定された転嫁度は法定税率のそれよりも高い推定値を示している点で，わが国と対照的結果がみられる。アメリカとわが国の間でのこのような差異は，わが国のケースでは地方税も含めた全製造業の実効税率が用いられ，昭和 25 年と 29 年との間の実効税率の格差が著しかったのに対し，アメリカのケースでは欠損法人の利潤減少分だけ平均税率は法定税率を上回わるけれど，比較年度間での平均税率（実効税率）の格差はわが国に比較して少なかったことにより説明されよう。キルパトリックは，法定税率は法人税負担の精確な表示とはみなしがたいため平均税率も併用したとしており，またアメリカのケースでは両者による転嫁度は大きな格差をみせていないが，わが国のケースでは転嫁度推定に用うべき有効な税率の選択という問題がとくに残されることになろう。総転嫁度と差別的転嫁度の間の格差は，わが国とアメリカについていずれも総転嫁度の方がより高い推定値がえられ，これについては定義からして当然と考えてよいであろう。

表 4-3-6 : K—モデルの転嫁度推定値

（わが国のケース）

回帰式番号	推定値			
	総転嫁度		差別的転嫁度	
	実効税率	法定税率	実効税率	法定税率
1 回帰式(1)	50%	172%	42%	144%
2 同 (2)	84	287	70	240
3 同 (3)	80	272	67	228
4 同 (4)	56	190	47	159
5 同 (5)	46	158	39	132
6 同 (6)	83	283	69	237
7 同 (7)	81	276	68	231
8 同 (8)	77	261	64	219
9 同 (4)：最大集中産業の転嫁度を 100% として推定値 b を割引いたケース	43	43	36	36

回帰式番号(9)では，先にアメリカについて過剰転嫁推定値を調整するため，最大集中産業の転嫁度を100パーセントとして推定値 b について割引かれた転嫁度が算定されていたが，わが国についても同様の算定を試みてみた。その結果は，修正転嫁度 36 ないし 43 パーセントと推定され，この推定値に関する限りアメリカの推定値 41 ないし 46 パーセントにかなり接近しているとみることができる。けれども，キルパトリックが合理的代替推定値とみなしたように，果してわが国についてもそのようにみなしうるか否かは，かかってK—モデル自体の理論的斉合性と統計的検証の有意性に依存することとなろう。次節では，ふたたびK—モデル理論構造に立ち戻ってこれまでの推定結果を吟味してみたい。

(7) K—モデルとその推定結果の評価

独占力と利潤率比を転嫁指標とするK—モデルは，法人税転嫁仮説のうちの有力な根拠にもとづき啓発的な分析成果をもたらした点で評価できよう。けれども，パイオニア・ワークにつきまといがちな欠陥をK—モデルが免れているわけではなく，批判さるべき点ならびにこんご改良さるべきところも少なくないと考えられる。

批判点は大別すれば，理論モデルの構築とその推定過程に分かれるが，とりわけ帰着分析の観点からは，転嫁力の指標としてとられた独占力（ないし支配力）の定義を一層鮮明とする必要がある。一言にしていえば，集中度は法人税転嫁のための必要条件であっても，十分条件とはならないと考えられるからである。「集中率以外に転嫁に影響する変数」として，キルパトリックが売上利潤率を独立変数として追加しているのも，かれ自身がその欠陥を熟知している証左とみなしてよいであろう。ゴードンの批判点の1つもここに向けられている。ゴードンは，もしK—モデルについて税率が不変の2期間について，または税率が低下する2期間について同一のテストを行なっても，Cについて同じような有意な回帰係数がえられるであろうと批判する[11]。集中的産業の企業利潤は，税率の変化とは無関係に，非集中的産業のそれよりも増大（ないしはより少ない減少）を示すであろうとし，事実，1929年と33年の間で税率が不変に留まっていたにもかかわらず，利潤率は集中的産業であるタバコおよびアルミ産業において，非集中的産業である繊維産業におけるよりもより少なく減少しているのはその証左にほかならないとしている。

転嫁力を最もよく表わしうる独占力の指標をいかに規定するかという問題は，まさにK—モデルそのものの根底におかれた課題である。統計的研究において独占度は，第1に生産設備に関する集中（技術的集中），第2に企業に関する集中（経済的集中），第3に金融面で関連した企業集団に関する集中（金融的集中）と大別されるのが通常であろう。また一般に集中を測定する基準として，(1)雇

注(11) Gordon〔4〕pp. 751～2 参照。この種のテストはゴードンも試みなかったが，わが国のケースでも行なわれていない。しかし転嫁理論の再構成のためにはこの種のテストは情報補充の意味で必要と考えられる。

用労働者数，(2)産出額，(3)資産額がとられるのが，わが国のみならず欧米の慣行であるといってよいであろう[12]。なかでも最も広く行なわれている方法は，生産品目別に上位数社の生産数量の全体に占める割合をもって集中度ないし独占力とするものである。しかしこの方法では，品目が細分化され単位も異なるため全体的統合は困難となり，しかも大企業であるほど多品目生産をしており，それだけに生産の集中度は独占力を正確に表わすことにはならない。そこで生産数量に代えて，出荷金額（売上高）を用いれば，そのような弊害は除去できよう。K—モデルで出荷金額が用いられているのもそのような意図を反映しているものとみなしうる。けれども，売上高を用いると，企業間の中間財取引きは含まれるが，企業内部の取引きは相殺されて表面にはでないから巨大企業の事業部間取引きを考慮に入れるとこの種の集中度は独占力の過小表示となりやすいであろう。だとすれば，すべての中間財取引きを排除した付加価値が，集中度の算定に用いられるべきであると考えられる。しかしそれが果して転嫁力としての独占力にとって最適の尺度となりうるか否かは，別個の問題として吟味されねばならない。ここでの課題は，たとえば公取委調査において，集中度の「総合的基準」により寡占競争の類型化が試みられているが[13]，「総合化」という「理想的」基準を求めることよりも，寡占企業の価格支配力すなわち転嫁力の指標としての独占力をいかに規定するかにあるといっても過言ではない。

キルパトリックの転嫁仮説では，「他産業よりも多く独占力をもつ産業は，他産業よりも利潤率を引上げ，かくて法人税をより多く転嫁するであろう」とされ，独占力すなわち集中度の高い産業では，主要企業の利潤率支配力もより大であり，したがって転嫁力もより大であると明示的に仮定された。この命題自体は法人税転嫁をめぐる論争の過程で広く容認され，またそう考えられたからこそ，キルパトリックも，この命題のテストが法人税の短期的前転の存在テストであるとみなすことができたのである。

K—モデルでは，独占力の代理変数として売上高集中度をとらえ，これにより従属変数である利潤率比を説明することをつうじて転嫁力を説明しえたとした。しかし，かりに売上高集中度が独占力の適切な表示であるとしても，それが転嫁力を説明する適切な変数となりうるかどうかは，その間の論理的連鎖をより厳密に規定することにより決定されるはずである。第1に，短期的前転の存在テストとしては，企業の価格支配力をつうずる利潤率支配力，したがって転嫁力につながることになる。これがK—モデルを貫ぬく論理的連鎖の1環であることは明白である。そうであるとすれば，K—モデルにはおのずから転嫁力の上限と下限が，価格支配力のそれにしたがって画されているはずである。なぜなら第2に，企業は市場における価格支配力を高めるために市場占拠率を高めるとしても，そのためには価格・非価格競争の過程で，目標利潤率の最低限以下に利潤率が低下することを阻止するため，製品価格の引下げに下限を設けざるをえないはずだからである。企業が価

注(12) たとえば Sylos-Labini〔13〕，Machlup〔14〕，越村〔11〕を参照。
(13) 公正取引委員会〔12〕を参照。

格引上げにより短期的前転を大幅に達成しうるとすれば，この下限から出発するときに転嫁度は最大となりうるであろう。企業が市場支配力を獲得するため，最低目標利潤率を敢えて想定しているとすれば，転嫁力に関連する価格引下げの下限もおのずから決定されるであろう。第3に転嫁力に関連する企業の価格支配力も，転嫁のため価格引上げに踏みきるとしても，それには産業間の資本移動を制限しうるだけの参入障壁がおのずから上限を画するはずである。かなり高度の市場集中度を有する産業においても，価格リーダーの企業が価格引上げに踏みきる際に，その産業の参入障壁が高ければそれだけ価格の上限は引上げられるであろう。また参入障壁が長期にわたって維持されるならば，価格リーダーの企業は転嫁力を長期に発揮することができるであろう。参入障壁が低ければ，逆に価格引上げの上限は低く，かつ長期にわたって転嫁力を維持することは不可能となるはずである。

K—モデルの推定結果について最も理解に苦しむ点は，K—M—モデルと同様に導入される変数の選択いかんにより100パーセント以上の過剰転嫁の帰結がえられたことにある。キルパトリックは「転嫁力以外に利潤率に影響する変数」を導入することにより，過剰転嫁の帰結を補足説明しうるとみなしているが，推定結果によるとその説明の説得力はほとんどないといわざるをえない。むしろK—モデルでは，出発点からして転嫁度の上限と下限を画すべきではなかったかと考えざるをえない。高度の独占力すなわち集中度を有する産業は高度の転嫁力をもつとする転嫁仮説では，価格の変動を許す上限と下限は与えられず，したがって転嫁度の上限と下限も存在する余地がない。かりに先に述べたごとく，最低目標利潤率が価格引下げの下限を画し，参入障壁が価格引上げの上限を画すると考えるならば，転嫁度もそれにより上・下限が画されるであろう。とりわけK—モデルで問題とされる過剰転嫁については，価格引上げの上限となる参入障壁を形成する諸要因を独立変数として導入する必要が生れよう。もちろん，参入障壁を形成する諸要因は，回帰分析に独立変数として導入するには難かしい問題を含んでいることはいうまでもない。ベイン・ケイヴズにしたがい[14]，参入障壁を形成する諸要因を，(1)規模の経済性，(2)絶対費用，(3)製品差別化の3つに分類したとしても，それぞれの要因を統計的指標に求めることは，独占力の指標としての集中度を求めるほどに容易であるとは思えない。規模の経済性については，規模の利益を生むに必要な最低資本量が指標となりうるが，それも産業別に最低必要資本量を規定することは著しく困難であるといわざるをえない。絶対費用の障壁も，生産要素の供給・生産技術上の要因を統計的指標化することも種々の障害が予想されよう。製品差別化にいたっては，非価格競争の要因として宣伝広告費を代理変数にとるとしても，なおかつ参入障壁の1要因としての製品差別化を，転嫁力を規定する独立変数として表示しえたかどうか疑問とされざるをえない。けれども，かりに産業の転嫁力を独占力の表示としての集中度のみに求めるのではなく，市場構造の特質に求めるとすれば，以上の諸要因に加

注(14)　Bain〔1〕，Caves〔2〕参照。

え，市場需要の成長率，市場需要の価格弾力性，産業の固定費と可変費の比率などの諸要因も組み込まれてくるであろう。産業の転嫁力をすべて独占力に求めるとするK—モデルの発想を，こんど一層発展せしめるとすれば，以上に指摘された諸点は1つの方向を示唆するものとなるはずである。

これに関連して，最後にマイナス転嫁に触れておきたい。先に価格引下げの下限としての最低目標利潤率を挙げ，転嫁度の下限を画する指標と考えられるとしたが，K—モデルの推定結果ではアメリカもわが国もマイナス転嫁度の帰結をもたらす回帰式は皆無であった。しかし，K—モデルの推定結果に対するゴードンのいま1つの批判点は，非集中的産業においてはマイナス転嫁の可能性が認められるというところにある。かれは集中度 Ci に対する法人税の平均転嫁率 TSi の依存度を測定するため，G—モデルの10産業について次のごときクロス・セクション回帰式をあてはめた。

$$TSi = \underset{[-1.360]}{-0.435} + \underset{[2.221]}{2.017}Ci \qquad \bar{R}^2 = 0.381$$

これによると，Ci の回帰係数はこれまでえられた値よりも顕著に大であるが，定数項はこれまでの結果と異なりマイナスである。K—モデルの仮説では，定数項 $a=1$ という仮定のもとで Ci と転嫁との間のプラスの相関が認められており，$Ci=0$ の完全競争産業では転嫁はゼロと仮定されている。したがって定数項マイナスという結果からは，非集中的産業においてマイナス転嫁が生じ，それは非集中的産業における課税前利潤率が一時的に上昇していたものが，新規企業の参入とともに抑圧され，また抑圧がきびしいため回帰式はマイナス転嫁をもたらしたとしている。ゴードンの推定結果を検討すると，フィットは必ずしも良好とはいえないし，また非集中的産業におけるマイナス転嫁という帰結を論証するためには回帰式の一層の洗練化を必要としよう。さらに，マイナス転嫁の理論的説明も不充分である。けれども，ゴードンの批判点で評価さるべきは，非集中的産業において集中度ゼロが必ずしもゼロ転嫁を意味するものではないこと，およびその際に，参入障壁の高低が転嫁度測定にあたって組み入れらるべき説明変数として無視しえないという暗示を与えている点である。キルパトリックは，K—モデルの構築に当って「転嫁力以外に利潤率に影響する変数」をいくつか導入しているが，それらがなぜそのような変数として指定されたかという理論的根拠について，K—モデルの理論構造から直接導出し説明を与えるごとき配慮はしなかった。極言すれば，K—モデル自体が理論的に一貫した理論構造をもっていなかったということもできる。そのため過剰転嫁についてはもちろんマイナス転嫁についても，明快な説明の用意を欠いていたとみることができよう。しかし，従来容認されていた独占力にもとづく法人税前転の可能性の仮説を回帰分析にかけ，これまでの思弁的世界から脱し実証的領域で論証を重ねた作業は，やはり先駆的業績として評価されてしかるべきと考えられる。

参考文献

1. Joe S. Bain, *Industrial Organization* (New York: Wiley, 1959).
2. Richard Caves, *American Industry: Structure, Conduct, Performance* (N.J.: Prentice-Hall, 1964)
3. 古田精司「日本の法人税負担の評価(一)」三田学会雑誌第 57 巻第 2 号, 1964 年 2 月
4. Robert J. Gordon, The Incidence of the Corporation Income Tax in U.S. Manufacturing, 1925-62, *Am. Econ. Rev.*, Sept. 1967.
5. 原豊「日本における寡占の実態とその対策」長守善編『寡占と有効競争』(中大出版部, 1967)
6. Arnold C. Harberger, The Corporation Income Tax: An Empirical Appraisal, in *Tax Revision Compendium*, Vol. 1. (U.S. Congress., Joint Economic Committee. 1959).
7. ——, The Incidence of the Corporation Income Tax, *Jour. Poli. Econ.*, June 1962.
8. ——, Efficiency Effects of Taxes on Income from Capital, in M. Krzyzaniak ed, *Effects of Corporation Income Tax* (Detroit: Wayne State Univ. 1966)
9. John W. Kendrick, *Productivity Trend in the United States* (Princeton: Princeton Univ. Press, 1961)
10. Robert W. Kilpatrick, The Short-run Forward Shifting of the Corporation Income Tax, *Yale Econ. Essays*. Fall 1965.
11. 越村信三郎編『最近の独占研究』(東洋経済, 1963)
12. 公正取引委員会事務局経済部調査課編『日本産業集中の実態』(東洋経済, 1957)
13. Paolo Sylos-Labini, *Oligopoly and Technical Progress*, (Harvard Univ. Press, 1962), 安部一成訳『寡占と技術進歩』(東洋経済, 1964)
14. Fritz Machlup, *The Political Economy of Monopoly* (Baltimore, 1952)
15. 御園生等『日本の独占』(至誠堂, 1960)
16. 三菱経済研究所編『本邦事業成績分析』(1950年上・下期および 1954 年上・下期)
17. George J. Stigler, The Kinky Oligopoly Demand Curve and Rigid Prices, *Jour. Poli. Econ.*, 1947 reprinted in *Readings in Price Theory* (Chicago: Irwin, 1952)
18. Paul M. Sweezy, Demand under Conditions of Oligopoly, *Jour. Poli. Econ.*, 1939 reprinted in *Readings in Price Theory* (Chicago: Irwin, 1952)
19. 高柳暁「アメリカにおける寡占の実態とその対策」長守善編『寡占と有効競争』(中大出版部, 1967)

生産と消費の矛盾 (2)

——恐慌論研究のために——

井村喜代子

はしがき
序章 〈生産と消費の矛盾〉にかんする基礎的考察
第1章 〈生産と消費の矛盾〉と再生産表式論
第1節 『資本論』第2部第3篇の再生産表式分析 (以上 1969 年 12 月号)
第2節 「均等的拡大再生産」と「I 部門の不均等的拡大」
第1項 予備的考察——単純再生産——
第2項 拡大再生産の進展を規定する諸条件
第3項 「均等的拡大再生産」
第4項 「I 部門の不均等的拡大」の構造 (以上本月号)
第5項 「I 部門の不均等的拡大」の進展と限界を規定する諸条件
第3節 固定資本の填補と蓄積部分の転態とをめぐる問題
第2章 〈生産と消費の矛盾〉の展開
——産業循環過程の分析——

第1章 〈生産と消費の矛盾〉と再生産表式論 (つづき)

第2節 「均等的拡大再生産」と「I 部門の不均等的拡大」

本節ではまず，拡大再生産において，あらゆる部門の生産が消費と「照応」関係を保っているということはいかなる内容のものであり，それはいかなる諸条件のもとで可能であるのか，を考察する。もちろん，資本制生産においては，生産と消費との「照応」関係を実現していくメカニズムが存在するわけではないのであるが，「照応」関係にかんする考察は，生産が消費との「照応」関係を破って拡大していくことの内容とそこにふくまれる問題性を把握するための理論的基準を提供するものである。

上のような考察を基準として，つぎに，I 部門が消費との「照応」関係をもつことなしに，自立的に拡大していく I 部門の不均等的拡大が，部門間均衡の維持されているもとでも展開するということを明らかにする。——本節では，生産力一定のもとで，有機的構成，剰余価値率等を一定と仮定しており，本節で対象とする I 部門の不均等的拡大は，有機的構成等が一定のもとで生じるものである。それゆえ，これはレーニン表式がとりあげた，有機的構成高度化に対応する I 部門の不均等